

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契約番号	第72-21-00013号		
件名	藻岩浄水場草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 6年 4月 24日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,650,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000095800 (株) コクサク		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 栄商		1,800,000					
(有) 菊水建設		2,000,000					
(株) コクサク		1,500,000					落札
玉木建設		1,680,000					
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契約番号	第73-21-00023号		
件名	白川浄水場草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 6年 4月 24日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	7,634,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	A0000007837 玉木建設		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)岩崎造園土木		8,000,000					
(株)栄商		7,880,000					
(有)菊水建設		8,900,000					
玉木建設		6,940,000					落札
(備考)							



入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契約番号	第73-21-00024号		
件名	白川浄水場樹木維持管理業務		
入札(見積)年月日	令和 6年 4月 24日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	11,550,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000004270 (株) 蔵田喜芳園		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(有) 菊水建設							
	13,000,000						
(株) 蔵田喜芳園							落札
	10,500,000						
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 配水センター計算機ソフト改修業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 当該システムは、横河ソリューションサービス㈱が開発し、上記業者が代理店契約に基づき納入・調整・保守を行っており、水道局は横河ソリューションサービス㈱の利用許諾に基づき利用しているものである。
本業務には、横河ソリューションサービス㈱が保有する著作権（翻案権）によって生ずる二次的著作物創作の許諾が必要である。本業務で創作する著作権物及び著作権は横河ソリューションサービス㈱に帰属しており、これら著作権等の使用を現在、札幌地区で許諾を得ているのは、横河ソリューションサービス㈱の総合代理店である上記業者のみであることから特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第___号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 新料金統合サーバ移行・運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和5年度に調達した新料金システム用の統合サーバについて、移行・運用支援及びシステム保守を行うものである。
新料金統合サーバは、令和5年度に一旦の構築を終えて稼働を開始しており、現在は、令和6年9月の新料金システム稼働へ向けた開発・テストが行われているため、引き続き統合サーバ側でも、設定の変更やチューニング、課題解決対応、障害対応、システム移行の支援などが必要となる。また、令和6年9月以降の本番運用開始以降についても、運用開始に伴う迅速なトラブル対応等のほか、当然に安定的な稼働を継続する必要がある。
よって、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、新料金統合サーバを構築し、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であり、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 次期認証システム事前検証業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、次期認証システムとして導入予定の製品について、試験用ライセンスを用いた動作検証と、本導入へ向けた課題整理を行うものである。これを期限までに実施するには、現行の認証システム及び関連システム基盤の構成、特性、運用と、次期認証システムに求める要求事項等を熟知していることが要件となる。
上記業者は、水道局情報システム基盤運用管理業務の受託者であり、現行の認証システムを含むシステム基盤の構成、特性、運用を熟知している唯一の業者である。また、令和5年度に実施した次期認証システム調査検討業務の受託者でもあるため、次期認証システムに求める要求事項等を既に熟知している。
よって、上記業者は本業務の要件を満たしており、本業務の要件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の13第1項第2号